平成２９年（フ）第１１１号
宮城県加美郡加美町字雁原144番地５
債務者　鈴木　大貴
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
石川県小松市島町ヌ101番地１　イル・プルミエ205号室
債務者　木村外装こと　木村　昂祐
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第５９号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘３丁目104番地コーポ八代202号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉カ６番地　キオン第２ビル303号室
債務者　毛内　　勉
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第６０号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘３丁目104番地コーポ八代202号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉カ６番地　キオン第２ビル303号室
債務者　毛内マス子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第６２号
石川県小松市西原町ろ１番地
債務者　仁多見保子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第６５号
石川県小松市粟津町51番地２　江口荘203、従前の住所石川県小松市矢田野町ワ50番地５プラスパーハイツ207
債務者　木本　裕美（旧姓村永）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１９６号
神戸市西区伊川谷町有瀬1157番地の２　４－134号、前住所神戸市西区玉津町今津527番地の４
債務者　生田　　梓
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１９７号
兵庫県明石市大久保町西島610番地の１　ライオンズマンション明石西江井ヶ島302号
債務者　戸田　真美
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
松江市東奥谷町384番地８
債務者　和田守正彦
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８３号
広島県呉市阿賀南３丁目１番15―306号
債務者　児玉　正志
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１３０号
福島県郡山市愛宕町９番24号　ネオハイツ池ノ台南703号、従前の住所福島県郡山市安積町長久保３丁目16番地の９　モリアパート202号
債務者　長谷川友香
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第７３０号
神戸市灘区桜口町２丁目１番18―211号
債務者　福田　優子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４号
長崎県佐世保市光月町４番11号　グループホームスマイル、前住所長崎県佐世保市須田尾町４番２号
債務者　山口　和代
法定代理人成年後見人　長塚　弘章
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
青森県弘前市大字山王町３番地５　Ａ号
債務者　佐々木くに子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１００号
青森県弘前市大字西ケ丘町９番地２　デュークハウス101号
債務者　林　ひろみ
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１６５号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町９番地１正木アパート２Ｆ
債務者　牧野　和仁
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係